

# 【記載例 1－1】登録自動車用（普通車、大型車等）の申請書

第1号様式（第3の2(1)関係）			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ ニッサン ホンダ マツダ など など	メーカーのみ 記載する。	〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇〇 長さ〇〇〇センチメートル 幅〇〇〇センチメートル 高さ〇〇〇センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇号 鹿児島アパート101号 <span style="color:red;">※注意1</span>	
自動車の保管場所の位置		鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇号	
※保管場所標章番号		〇〇〇〇〇〇〇〇 <span style="color:red;">※注意2</span>	
自動車の保管場所の位置欄記載の場合は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
〒（〇〇〇-〇〇〇〇） 令和〇年〇月〇日			
〇〇〇〇 警察署長 殿			
申請者 住所 鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇号 鹿児島アパート101号 (〇〇〇) 〇〇〇局〇〇〇〇番 フリガナ カゴシマ タロウ 氏名 鹿児島 太郎			
第 号 自動車保管場所登録申請書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場合は、上記欄に「 <span style="color:red;">印鑑登録証明書の住所（住民票の住所又は登記簿の所在地）</span> 」と記載することを証明する。			
<p><b>【個人の場合】</b> 氏名は、「印鑑登録証明書」とおりの字画（旧字体もそのまま）で記載する。  <b>【法人の場合】</b> 登記簿等に記載されているとおりに法人名、代表者名（役職も含む。）を記載する。</p>			
<p>参考 1 次に掲げる場合は、所在図の「<span style="color:red;">印鑑登録証明書の住所（住民票の住所又は登記簿の所在地）</span>」と認めるとき 所在図の推定を求めることがあります。      (1) 自動車の使用の本拠の位置と同一であるとき      (2) 申請に係る車両が旧自動車の保管場所とされているとき      (3) 動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき      (4) 動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）      以上に該当する場合、印鑑登録証明書の住所（住民票の住所又は登記簿の所在地）と同一であると認められます。      ただし、印鑑登録証明書の住所（住民票の住所又は登記簿の所在地）と同一である場合、印鑑登録証明書の住所（住民票の住所又は登記簿の所在地）と同一であると認められます。      これは、日本産業規格A列式とします。</p>			
<p>注意 1 登記料の支拂い 2 申請代理人 3 行政書士の資格がある 4 保管場所 5 所有区分 6 取得可能台数 7 申請代理人 8 新規登録 9 連絡先 10 代理解 11 有 12 無</p>			
<p>保管場所の使用権原について、該当するものに〇印を付ける。  <b>「1 自己単独所有」</b>～申請者の土地又は建物を、保管場所とした場合（自宅の車庫等）  <b>「2 他人」</b>～他の土地又は建物を、保管場所とした場合（家族が所有者である自宅車庫や、月極駐車場を借りる場合等）  <b>「3 共有」</b>～複数の人が共有している人の土地又は建物を、保管場所とした場合（夫婦共同名義の自宅車庫等）</p>			
<p>申請に係る保管場所（車庫等）に関し、申請車両が該当するものに〇印を付ける。  <b>「1 新規」</b>～1台目として駐車する場合  <b>「2 買替」</b>～現有車両と入れ替となる場合  <b>「3 増車」</b>～増車分として駐車する場合</p>			
<p>買替えの場合、現有車両の車台番号を記載する（車検証のとおりに記載）。</p>			
<p>変更登録（車検証の所有者住所等が変更となる場合）の際は、申請に係る自動車の登録番号（ナンバー）を記載する。</p>			

赤枠の欄は、全て車検証のとおり記載する。

申請する警察署名を記載する（申請先は「保管場所の位置」を管轄する警察署となります。）。

**「収納可能台数」欄**  
申請に係る保管場所（車庫や駐車場等）に、駐車可能な車両の総数を記載する。

**「現有車両」欄**  
申請に係る保管場所に関し、該当する方に〇印を付ける。

**「1あり」**～現在、保管場所として使用している車両が他にある場合（車種ごとに、その台数も記載する。ただし、月極駐車場等の場合は、申請者が買貸借している駐車スペース分のみの記載で可）

**「2なし」**～他に保管場所として使用している車両がない場合

※通常は、自動車の保有者（申請者）の住所と同一となります（法人の場合は、その事務所等）。同一の場合は、下方の「申請者住所」欄と一緒に記載する。

※車庫や駐車場の所在地（住所）を記載する。  
※アパートやマンション等の場合、部屋番号は記載しない（部屋の中に、車は止めないため。）。

1枚目と2枚目のみ、実際に警察署の窓口で申請する日付を、和暦で記載する（日付誤りも、訂正印が必要となります。）。

なお、3枚目と4枚目には、絶対に日付を記載しないでください（証明書の受取時に記載するため）。

印鑑登録証明書の住所（住民票の住所又は登記簿の所在地）と同じ。のとおりに記載する。

申請者本人以外の方が代理で申請する場合は、代理人の氏名及び電話番号を記載する。  
また、その代理人について、該当するものに〇印を付ける。  
**「1 有」**～委任状等により代理権を有している場合（申請書の加除訂正等の委任があれば、訂正も可能である者）  
**「2 無」**～申請書類を提出するだけの使者の場合

## 【注意1】「自動車の使用の本拠の位置」について

「自動車の使用の本拠」とは、自動車の保有者その他自動車の管理者（点検整備や運行管理等を行う者等）の所在地をいい、通常、申請者が「個人」であれば住民登録がなされている住所、「法人」であれば登記がなされている所在地となります。それ以外の場所を「使用の本拠」として申請される場合は、同所で申請可能であるか、事前に申請先の警察署へ確認してください（「使用の本拠」として認められない場所で申請された場合、車庫証明書は交付不能となります。）。

## 【注意2】「※保管場所標章番号」について

買替えの場合等、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」が旧自動車と同一である場合は、旧自動車の保管場所標章番号（9桁）を記載することで「所在図」の添付を省略可能です。ただし、警察署長が必要と認めるときは、所在図の提出を求めることがあります。

## 【その他注意事項】

※ 訂正がある場合は、それぞれの訂正箇所を二重線等で消去の上、正しい内容を記載してください（押印は不要です。）。

※ 「消せるボールペン」又は「鉛筆」等で作成した書類や、「修正液」又は「修正テープ」等を使用した書類は受理できません。

※ 4枚複写となっている申請書を使用し、手書きで作成する場合は、4枚目まで鮮明に写るよう、墨を強くして記載してください（不鮮明な場合は、再作成が必要となる場合があります。）。

※ 自宅の車庫を保管場所とする場合は、「申請者住所」、「使用の本拠の位置」及び「保管場所の位置」は同一住所となります。ただし、マンション等、住所に「部屋番号」を含む場合は、「保管場所の位置」に部屋番号は記載しないでください（部屋の中に車は止めないから、という理由です。）。

※ 「自動車保管場所証明書」（車庫証明）を交付後は、証明内容の訂正是できません。申請する際は、記載内容に誤りがないか、必ず確認してください（申請内容に誤りがある場合は、再申請となります。）。